証拠 番号	枝番	名 称 作成日付	立証趣旨及び説明	原本写し
ш ¬		作成名義人		の別
		放送内容反訳書		
1	1	H19.5.27(放送日)		原本
		原告ら代理人		
		放送内容反訳書	本件被告発言の内容並びにこれ	
	2	H19.5.27(放送日)	を含む放送中の被告及びその他 の出演者の発言内容(甲1の1の	原本
	2	原告6代理人	反訳範囲を拡張し,反訳の誤りを 訂正したもの)	原 本
		懲戒に関する調査の開始につ	原告らに対する綱紀調査の開始及	
		いて(通知)	びその通知書に別紙として添付さ れた各懲戒請求書の記載内容(別	
2	1	H19.6.20	紙記載の氏名住所の一部に墨塗	写し
		広島弁護士会会長	りを施した)	
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	2	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	3	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	4	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	5	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	6	H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		

±.T.+bП		名 称		原本
証拠 番号	枝番	作成日付	立証趣旨及び説明	写し
		作成名義人 懲戒に関する調査の開始につ		の別
		形成に関する調査の用始にフリスで(通知)	미그	
	7	H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	8	H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	9	H19.7.11		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	10	H19.7.12		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	11	H19.7.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	12	H19.7.27		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	13	H19.8.3		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	14	H19.8.10		写し
		広島弁護士会会長		

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
	15	懲戒に関する調査の開始について(通知) H19.8.20 広島弁護士会会長	同上	写し
	16	懲戒に関する調査の開始について(通知) H19.8.24 広島弁護士会会長	同上	写し
	17	懲戒に関する調査の開始について(通知) H19.8.30 広島弁護士会会長	同上	写し
3		光事件弁護資料(差戻控訴 H19.8.1 光事件差戻控訴審弁護団	本件刑事事件における弁護人の 主張内容。	原本
4		光市裁判(書籍) H18.10.7 年報·死刑廃止編集委員会	本件刑事事件の最高裁における 弁護人・検察官の弁論全文が本件 被告発言の相当以前に公刊され ていること及びその内容。	原本
5	1	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(1)』 H19.8.7 被告	被告作成のブログの記載内容。 8月6日報告集会に出席した前後 の被告の本件刑事事件及び刑事 裁判全般に関する認識・主張及び その変化・変遷。	写し
	2	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(2)』 H19.8.7 被告	同上	写し
	3	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(3)』 H19.8.10 被告	同上	写U

証拠	14 11	名称	<u>↓</u> <u></u> <u> </u>	原本
番号	枝番	作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	写し の別
	4	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(4)』 H19.8.10 被告	同上	写し
	5	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(5)』 H19.8.29 被告	同上	写し
	6	橋下徹のLawyer's EYE 『私が提訴されたことにつきまして』 H19.9.7 被告	被告作成のブログの記載内容。 本訴提起を受けてからも,被告が 扇動発言を取り消したり中止を促し たりしていないこと。	写し
	7	橋下徹のLawyer's EYE 『私から皆様へのお願い』 H19.9.7 被告	同上	写し
	8	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に 懲戒請求された方へ』 H19.9.7 被告	被告作成のプログの記載内容。 本訴提起を受けてからも,被告が 扇動発言を取り消したり中止を促し たりしないばかりか,損害賠償責任 を負う危険を全面的に否定して, 安易な懲戒請求をさらに助長して いること。	写し
	9	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に 懲戒請求された方へ』 H19.9.8 被告	同上	写U

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
	10	橋下徹のLawyer's EYE 『9 / 20に提出した答弁書』 H19.9.21 被告	被告作成のブログの記載内容。 本訴における答弁書を広く公開して,個々の懲戒請求を正当化することによって,さらなる懲戒請求を 心理的に促していること。	写し
	11	橋下徹のLawyer's EYE 『原告ら記者会見について』 H19.9.28 被告	被告作成のプログの記載内容。 自らも懲戒請求をすると宣言することによって,個々の懲戒請求を正 当化し,さらなる懲戒請求を心理 的に促していること。	写し
	12	橋下徹のLawyer's EYE 『説明責任』 H19.9.28 被告	被告作成のプログの記載内容。 被告の刑事裁判に対する考え方 及び本件刑事事件に関する認識。	写し
	13	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ』 H19.9.30 被告	同上	写し
	14	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ(2)』 H19.10.6 被告	同上	写し
	15	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(1)』 H19.11.12付(同10.13ころ作成) 被告	被告作成のプログの記載内容。 原告今枝から懲戒請求者に送付された求釈明書を被告が入手し,被 告が広〈懲戒請求者に対してこれ に回答しないよう呼びかけるなど, 懲戒請求者に対して影響力を行 使しようとしていること。	写し

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
	16	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(2)』 H19.11.11付(同10.13ころ作成) 被告	同上	写し
	17	橋下徹のLawyer's EYE 「緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(3)』 H19.11.13付(同10.17ころ作成) 被告	同上	写し
6		たかじんのそこまで言って委員 会 放送エリア H19.9.3 讀賣テレビ放送(株)	組のホームページを印刷したもの。 本件番組の放送地域。	写し
7		FrontPage-21人の弁護士に 懲戒請求を求める H19.7.29 不明	H19.7.29時点において存在した原告らに対する懲戒請求を呼びかけ,テンプレートを配布するホームページにおいて,本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
8	1	懲戒請求テンプレート集 H19.7.11 「杉浦憲二」と称する者	H19.7.11の時点において,原告らに対する懲戒請求を呼びかけ,テンプレートを配布するホームページにおいて,本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
	2	懲戒請求書(テンプレート) 不明 不明	甲8号証の1のホームページで配 布されていたテンプレートの内容。	写し
9		教えて!Goo 山口県光市母 子殺害事件の弁護士への懲 戒請求について H19.8.1 不明	懲戒請求を署名運動のようなものと誤信し,取下げの方法を相談している請求者の投稿と,これに対して被告の本件発言を紹介して「怖気付く事はない」というアドバイスがされていること。	写し

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
10		綱紀委員会及び綱紀手続に 関する会規 H16.2.27 広島弁護士会	広島弁護士会における綱紀手続の内容(『広島弁護士会関係会則集』から抜粋)。原告らに弁明等の負担が生じていること。	写し
11		平成18年度版 刑事弁護実 務(抄本) H18.4.1 司法研修所 編	刑事弁護人の刑事弁護人の最も 重要な任務は,被疑者・被告人の 権利・利益を擁護することにあると されていること等。	原本
12	1	光市母子殺人事件の弁護団 について - 教えて! Goo H19.12.3(写しの作成日) 不明	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 本件放送直後に,原告ら弁護団員に対する懲戒請求の方法を質問する投稿が,広く一般に閲覧される質問掲示板になされていること。	写し
	2	本村洋さんを応援したい - 教えて!Goo H19.12.3(写しの作成日) 不明	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 光市事件に関連した質問掲示板において,本件放送直後に,本件被告発言が紹介され,これをきっかけに多数の懲戒請求が呼びかけられていること。	写し
	3	21人の弁護団 - 教えて!G00 H19.12.3(写しの作成日) 不明	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 本件放送直後に,原告ら弁護団員の氏名を質問する投稿が,広く閲覧される質問掲示板になされていること。	写し

証拠	枝番	名 称 作成日付	立証趣旨及び説明	原本写し
13	1	作成名義人 陳述書 H19.11.30 原告今枝仁	原告らの受けた懲戒請求による打 撃,苦痛,手続的負担その他原告 ら主張事実全般について。	原本
13	2	陳述書 H20.1.15 原告今枝仁	原告らの受けた懲戒請求による経済的損害の具体的内容その他原告ら主張事実全般。	原本
13	3	陳述書 H20.1.29 原告足立修一,原告井上明 彦,原告足立修一	本件刑事事件の経緯,弁護団結成の経緯,弁護団の主張内容及び活動内容,原告らの受けた精神的苦痛,懲戒請求による精神的苦痛,時間的負担,労務的負担の具体的内容,その他原告ら主張事実全般。	原本
14	1	「懲戒しない旨の決定の公表」 H19.11.28(掲載日) H19.12.14(写しの作成日) 東京弁護士会	東京弁護士会ホームページに掲載された記事をプリントアウトしたもの。 原告らの共同弁護人に対する同様の懲戒請求について、東京弁護士会綱紀委員会が懲戒しない旨議決していること及びその理由等の判断内容。	写し
14	2	調査結果の通知 H19.11.22 東京弁護士会会長	東京弁護士会所属河井匡秀弁護士に対する綱紀審査結果の通知書(別紙として決定書・議決書が添付されている)。原告らと同様の懲戒請求について,東京弁護士会綱紀委員会が懲戒しない旨議決していること及びその理由等の判断内容。	写し
14	3	決定書(謄本) H19.10.22 仙台弁護士会会長	仙台弁護士会会員舟木友比古弁 護士に対する懲戒請求について, 綱紀委員会による調査の結果,懲 戒事由にはいずれも理由がないと 判断され,懲戒委員会に事案の審 査を求めない旨,決定されている こと。	写し

		名称		原本
証拠 番号	枝番	作成日付	立証趣旨及び説明	写し
笛与		作成名義人		の別
14	4	決定書(別紙懲戒請求者一覧を除く) H19.12.18 大阪弁護士会会長	大阪弁護士会会員中道武美弁護士に対する懲戒請求について,綱紀委員会による調査の結果,懲戒事由にはいずれも理由がないと判断され,懲戒委員会に事案の審査を求めない旨,決定されていること。綱紀委員会による調査結果として,懲戒請求が本件被告発言を契機としたものであると認定されている。	点へ
14	5	決定書(謄本) H20.2.21 札幌弁護士会 会長 向井	原告らの共同弁護人に対する同様 の懲戒請求に対して,綱紀委員会 が懲戒不相当の議決をしている結 果及びその理由。	写し
14	6	決定書(謄本) H20.2.28 福岡県弁護士会 会長 福島康夫	原告らの共同弁護人に対する同様 の懲戒請求に対して,綱紀委員会 が懲戒不相当の議決をしている結 果及びその理由。	写し
15	1	答弁書 H19.8.20 原告今枝仁	原告今枝仁が広島弁護士会綱紀 委員会から求められて提出した答 弁書の内容(パソコンデータの控 えを出力印字したものである)。 原告らの受けた手続上の負担及 び懲戒事由のないこと,その他原 告ら主張事実を立証するものであ る。	写し
15	2	答弁書兼意見書 H19.12.10 原告今枝仁	原告今枝仁が広島弁護士会綱紀委員会から求められて提出した答弁書の内容(パソコンデータの控えを出力印字したものである)。原告らの受けた手続上の負担及び懲戒事由のないこと、その他原告ら主張事実を立証するものである。	写し
15	3	答弁書提出のお願い H19.7.18 広島弁護士会綱紀委員会 委員長 冨村和光	原告今枝に対してなされた答弁書 提出催告の事実及びその内容。	原本
15	4	答弁書提出のお願い H19.10.17 広島弁護士会綱紀委員会 委員長 冨村和光	原告今枝に対してなされた答弁書 提出催告の事実及びその内容。	原本

		名称		Б +
証拠	枝番		立証趣旨及び説明	原本 写し
番号	іхш	作成名義人		の別
		求釈明書	原告今枝仁が,適切な答弁を行う	
15	5	H19.9.25	ため必要性を感じて綱紀委員会に 対して求めた求釈明の内容。	原本
		原告今枝仁		
		日弁連新聞(第409号)	平成19年11月14日に開催された 弁護士会綱紀委員長全国協議会	
		H20.2.1	において、「複数の懲戒請求事由 が同一性の範囲内にある場合」の	
16		日本弁護士連合会	各会における処理方法について, 及び,「大量の懲戒請求事案」の 対応方法について,それぞれ意見 交換がなされていること。	原本
17		判決(最高裁判所平成19年4 月24日) H19.4.24(判決日)	最判平成19年4月24日の事案及び判示(補足意見を含む)の内容。	写し
		最高裁判所	最高裁判所ホームページからプリントアウトしたものである。	
		判例タイムズ1088号(抄本)	名古屋地裁平成13年7月11日判 決の事案及び判示内容。	
18		H14.7.1 判例タイムズ社		写し
		「今枝仁弁護士へ」と題する	 原告今枝仁に対して送信された弁	
19	1	ファクシミリ文書 H19.9.28	護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
15	'	「一般国民」と名乗る氏名不 詳者		冰牛
		「今回の裁判の件で一言」と題	原告今枝仁に対して送付された弁	
19	2	する書面(封筒添付) H19.9.29ころ	護活動を妨害ないし抑圧しようとす る文書の存在及び内容。	原本
	_	氏名不詳者		1937 -T
		「今枝 仁弁護士に抗議する 会」と題する書面(封筒添付)	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす	
19	3	H19.9.28ころ	る文書の存在及び内容。	原本
	-	今枝仁に強〈抗議する「東 京弁護士会·有志一同」と名 乗る氏名不詳者		
		「前略 突然お便りをさし上げます」で始まる文書(封筒添	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす	
19	4	H19.10.17	る文書の存在及び内容。	原本
		「静岡県 主婦」と名乗る氏 名不詳者		

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
19	5	「主張は変更 世間は怒るのは」で始まる文書(封筒添付) H19.9.9ころ 「懲戒処分請求の一人」と名 乗る氏名不詳者	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす る文書の存在及び内容。	原本
19	6	「アホの今枝。」で始まる葉書 文書 不明 氏名不詳者	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす る文書の存在及び内容。	原本
19	7	「今枝仁の弁護士資格を」で始まる葉書文書 H19.10.2ころ 「今枝仁を糾弾する会」と名乗る氏名不詳者	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす る文書の存在及び内容。	原本
19	8	「私はがっかり」で始まる葉書 文書 H19.10.4ころ 氏名不詳者	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす る文書の存在及び内容。	原本
19	9	「お前のようなバカ弁護士は」 で始まる文書(封筒添付) H19.9.15ころ 氏名不詳者	原告今枝仁に対して送付された弁 護活動を妨害ないし抑圧しようとす る脅迫文書の存在及び内容。	原本